

2011年4月27日
於 文化庁 文化審議会 文化政策部会

「記憶のミュージアム」に関する提案

東北公益文科大学 特任教授 太下 義之

1. 個人的な体験(提案の背景)

私は、今般の大震災に伴う津波によって壊滅した南三陸の街の瓦礫の中から、報道レポーターがある**家族のアルバム**を拾いあげる、というニュース映像を見ました。

そして、もしもこのアルバムに写っていた家族が全員、津波にさらわれてしまったのだとしたら、**思い出の象徴**ともなる貴重な写真アルバムは、誰も引き取り手のない、単なるゴミとなってしまうかもしれない、と想像してしまいました。

そしてもしもゴミとして処理されてしまった場合、その家族の思い出は、あたかもこの地上に存在していなかったのように、**消滅**してしまうかもしれないのです。

しかし当然のことですが、南三陸やその他の地震・津波の被害にあった多くの街で、様々な人たちが真っ当に生活してきて、そこには**地域コミュニティが確実に存在**したはずです。

1. 個人的な体験(提案の背景)・・・続き

そして、そうした人々やコミュニティの記憶を、後世の人や他の地域の日本人にもきちんと伝えていくべきではないかと考えました。

貴重な家族の思い出が詰まったアルバムを、単なるゴミとして処理しては、絶対にいけないのだと思います。

こうした課題を解決するためには、地域の方々の思い出の写真や映像、さらには同地を旅行や研究等で訪れた際の様々な記録を、公的な(※必ずしも行政、という意味ではありません)アーカイブで記録・保管し、さらにはこれを活用していくことが望ましいのではないかと考えてました。

こうした背景のもとで考えたのが、今回の提案である「**記憶のミュージアム**」です。

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

「記憶のミュージアム」とは、具体的には、下記の**3つの機能**から構成されるとイメージしています。

①「**歴史博物館**」のような機能

②「**ヴァーチャル・ミュージアム**」のような機能

③「**フィールド・ミュージアム**」のような施設

これは単なる「**防災博物館**」のようなものではありません。
それぞれの内容について、次ページ以降で説明します。

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

①「歴史博物館」のような機能

被災地においては、大津波に流された写真やアルバムなどを拾い集め、こびりついた泥を洗浄して、持ち主を探す「**思い出探し出し隊**」という、たいへん有意義なボランティア活動が行われています。（日本経済新聞 2011年4月17日記事より）

また、同様に、亡くなってしまった家族の写真を復活させるため、水没したパソコンをデータ復旧業者に持ち込む人が急増しているようです。（日本経済新聞 2011年4月8日記事より）

ただし、こうした市場価値はほとんど無いものの、当事者にとっては極めて大切な“記憶”にまつわるものの中には、所有者や引き取り手が見つからないものも多数あるものと推測されます。

そこで、これらの引き取り手が無い、「**記憶**」にまつわる品々を対象として、ミュージアムのような機能により、保管すべきだと考えます。

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

①「歴史博物館」のような機能

事例：ディストリクト・シックス・ミュージアム(ケープタウン)

1966年、当時の南アフリカのアパルトヘイト政権は、「**集団地域法**」にもとづき、「**ディストリクト・シックス**」を白人居住区と宣言。

1982年までに、60,000人が強制移住させられ、同地区はブルドーザーによって平らにされた。

その後、1994年12月、強制移住の歴史と街の記憶を後世に伝えるため、「**ディストリクト・シックス・ミュージアム**」が開館。同館の収蔵品としては以下のようなものがある。

***写真：約8,500点。(同地域の建築写真のコレクションを含む)**

***オーディオ・ビジュアル・アーカイブ：ホームビデオなども含む**

***文書：関連する新聞記事、当時のポスター**

***地元アーティストのオリジナル作品 / など**

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

①「歴史博物館」のような機能

事例：ディストリクト・シックス・ミュージアム(ケープタウン)



(資料)The District Six Museum<<http://www.districtsix.co.za/frames.htm>>

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

②「ヴァーチャル・ミュージアム」のような機能

被災地域の“記憶”にまつわる品々とは、同地域の人々が撮影した写真やホームビデオだけではありません。例えば、

- ＊同地域に暮らす方々の知人や親戚等が撮影した写真など
- ＊小学生や中学生の手による風景画や人物画など
- ＊旅行者などが撮影した写真やホームビデオ
- ＊研究者などが撮影した写真や作成した資料など
- ＊放送局が制作した同地域を舞台とした番組の映像などが考えられます。

これらのコンテンツを、集約的に収集・保存・公開するパブリックなアーカイブを構築することが必要だと考えます。

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

②「ヴァーチャル・ミュージアム」のような機能

このヴァーチャル・ミュージアムについては、動画投稿サイト YouTubeのように、被災地の在りし日の映像や動画をさまざまな人が気軽に投稿できるようなものとするのが望ましいと考えます。

そして、このヴァーチャル・ミュージアムに投稿されるコンテンツに対しては、クリエイティブ・コモンズ(Creative Commons: 作品に対して柔軟な著作権を定義するライセンスのこと)のようなライセンスを設定して、二次創作が活発に行われるようにすることが必要です。

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

②「ヴァーチャル・ミュージアム」のような機能

事例:「BBCクリエイティブ・アーカイブ」

「BBCクリエイティブ・アーカイブ」とは、英国の公共放送BBC(The British Broadcast Corporation)において過去に放送されたTV番組等を視聴者がダウンロードできる、専用サイトのこと。

パイロット・プログラムにおいては英国民に限りコンテンツをダウンロードすることができ、商用利用は不可であるが、個人的な利用で改変(メタ・クリエーション)することは自由となっていた。

(資料)「マイ・コンテンツ/メタ・クリエーション」太下義之より

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

②「ヴァーチャル・ミュージアム」のような機能

事例:「BBCクリエイティブ・アーカイブ」



email newsletter

The Full Licence

This is the full licence. It is a legal document and to help you understand the practical applications we have also written some [Licence FAQs](#) and described the main points of the licence in [The Rules in Brief](#).

Provisional Creative Archive Licence



This Creative Archive Licence enables You to use and distribute Works within the UK in the ways and on the terms set out in this Licence. Use of the Work by You will be treated as acceptance of this Licence.

Site Links

- [Home](#)
- [Creative Archive Licence Group](#)
- [FAQs](#)
- [For download](#)
- [Get news updates](#)
- [Tell us what you think!](#)
- [The BBC's plans](#)
- [What is the Licence?](#)
- [The Creative Archive Licence](#)
- [News](#)
- [Vote](#)

(資料)BBC

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

②「ヴァーチャル・ミュージアム」のような機能

そして、この「ヴァーチャル・ミュージアム」においては、以下の3つの視点で検索できるように構築することを想定しています。

a “ひと”のアーカイブ

b “まち”のアーカイブ

c “とき”のアーカイブ

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

②「ヴァーチャル・ミュージアム」のような機能

a “ひと”のアーカイブ

被災した地域で暮らしていた“ひと”の生活の記憶をアーカイブします。

具体的には、地域で暮らしていた家族や個人の記録、学校、職場、同好会、など、地域のコミュニティの活動などです。

そして、ソーシャル・ネットワーキングの機能を導入することによって、被災地域の人々が、たとえ移住先が別々の地域となったとしても、ヴァーチャルなかたちで、かつてのコミュニティを維持できるように配慮することが望ましいと考えます。

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

②「ヴァーチャル・ミュージアム」のような機能

b “まち”のアーカイブ

被災地域の風景や風土の記憶をアーカイブします。

そして、津波による壊滅的な被害を受けた地域において、この場所にかつて何があったのか、という記憶をヴァーチャルに復元したり、同様に、「ある場所からの眺め」についての記憶を保存したりします。

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

②「ヴァーチャル・ミュージアム」のような機能

c “とき”のアーカイブ

被災地域における四季の移り変わり、そして、歴史の歩みをアーカイブします。

例えば、被災地における四季おりおりの行事やその光景、そして、地域の歴史(われわれは、どのような土地で暮らしてきたのか)についての記憶を収集・保存していきます。

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

②「ヴァーチャル・ミュージアム」のような機能

こうした“ひと”“まち”“とき”のアーカイブの記録に基づいて、一定の時間が経過し、被災者の方々にもある程度の生活の目処が立ったところに、アーティストやクリエイターが参加して、同地にまつわる物語や同地の思い出をつむぐようなアート作品(ビジュアル・アート、小説、戯曲、演劇、音楽など)を、現地の方々と一緒に制作していくことも考えられます。

例えば、老人のメンタルケアにおいて、昔の写真や生活道具などが活用されるように、故郷を災害で失った方々のメンタルヘルスの視点からも、こうした記録を活用したワークショップの開催が有効なのではないかと考えています。

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

③「フィールド・ミュージアム」のような施設

今般の震災と津波によって、海岸線沿いで、地盤沈下していたり、水が引かない地域については、住民が安全な高台に移れるようにする案が、「復興構想会議」にて出ているようです。（日本経済新聞 2011年4月12日記事より）

このような、現地においてまちの再生が困難と考えられる地域については、今般の大震災と津波などで亡くなられた全ての人々に追悼の意を表し、その霊を慰めるとともに、このような悲惨な災害の経験を風化させることなく、その教訓を後世に正しく継承していくため、さらには、今後同地を訪れる人に、自然と人間との共生のあり方についての関心を抱かせるような、思索の場とするため、国立公園のような地区として整備することも考えられるのではないかと思います。（当然のことながら、私有地などの所有権についての調整が必要であり、実現には困難な課題があると認識しています。）

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

③「フィールド・ミュージアム」のような施設

事例：ジベリーナ(イタリア)

1968年1月15日、M6.5の大地震がイタリアのシチリア西部を襲い、死者が約1,500人、家を無くした人が約10万人、という大きな被害となった。

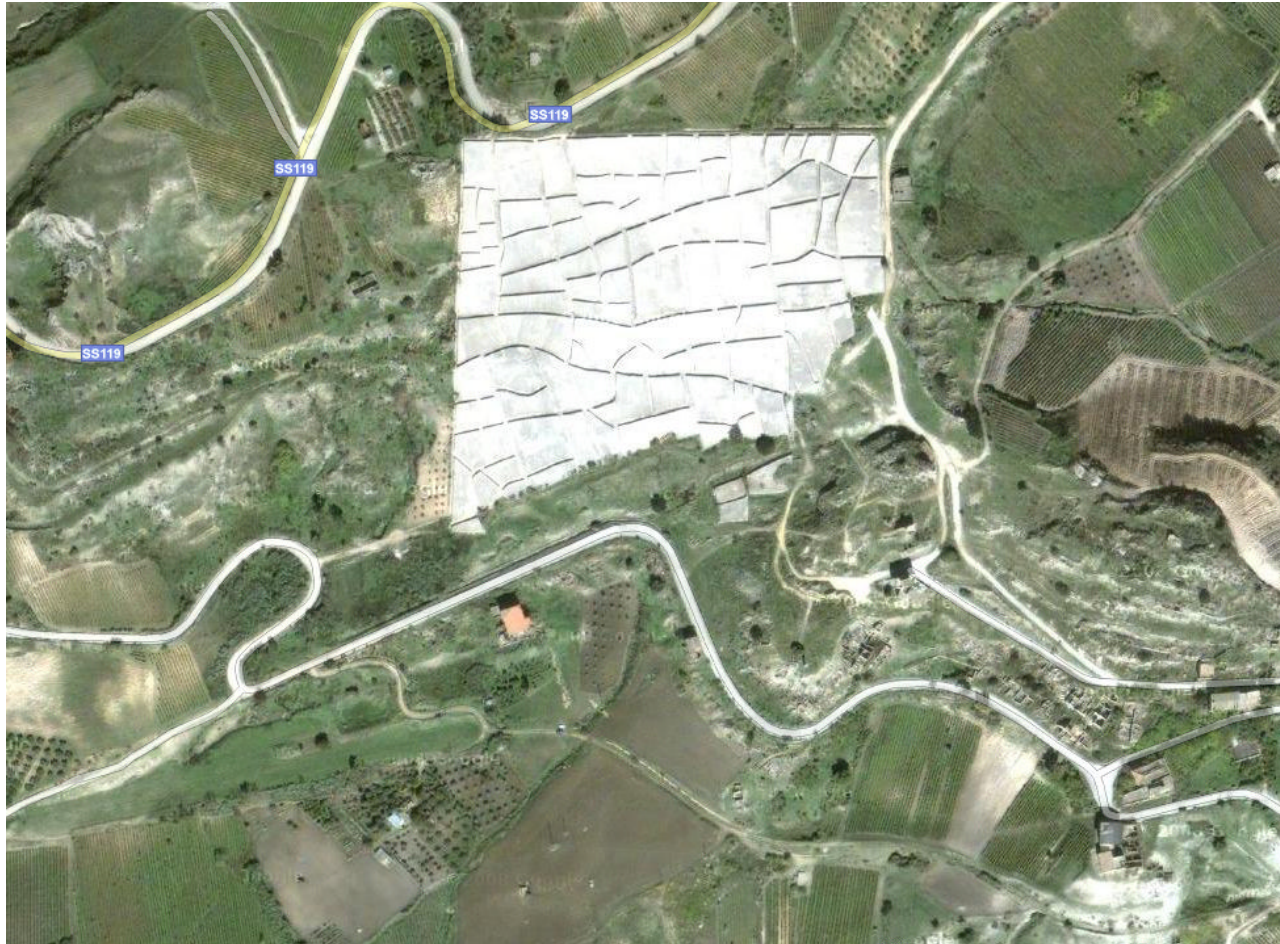
家を失った住民は、10年も仮設住宅で生活した後、元の街の20km西方のニュータウンに移転した。

そして、無人となった旧市街地は、アーティストであるアルベルト・ブツリによって、“Cretto(亀裂)”と題された、巨大なパブリック・アートとなった。

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

③「フィールド・ミュージアム」のような施設

事例：ジベリーナ(イタリア) 面積：約12ha



(資料)Google Maps

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

③「フィールド・ミュージアム」のような施設

事例：沖縄戦跡国定公園＋平和の礎（沖縄県糸満市・八重瀬町）

沖縄戦跡国定公園は、第二次世界大戦（沖縄戦）の戦跡と自然景観を有する国定公園。

公園内の海岸線を見渡す平和の広場に建てられている「平和の礎（いしじ）」は、世界の恒久平和を願い、国籍や軍人・民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなった全ての人々の氏名を刻んだ祈念碑。

現在も追加刻銘を受け付けており、刻銘者数は2010年（平成22年）6月23日時点で24万931人。

（資料）Wikipedia より

2. 「記憶のミュージアム」とは・・・

③「フィールド・ミュージアム」のような施設

事例：沖縄戦跡国定公園＋平和の礎（沖縄県糸満市・八重瀬町）



（資料）Wikipedia より

3. 「記憶のミュージアム」がもたらす価値の転換

①指定文化財だけでなく、「コミュニティの記憶」も文化財に

文化財とは、文化庁のホームページによると「我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産」と説明されています。

しかし、上述したような“歴史の中で”“伝えられてきた”“貴重な”文化財とは、「国宝」や「重要文化財」だけに限定されるものではなく、地域における「コミュニティの記憶」も貴重な文化財だとみなすことができると考えます。

今般の大震災及び津波によって、従来は日常的に、かつ終わることなく存在するものだと思っていた「コミュニティの記憶」が、いまや存続の危機にさらされています。

つまり、「記憶のミュージアム」は、当たり前のような日常の価値や尊さを再認識させる、という効果・影響をわれわれにもたらすと考えられます。

3. 「記憶のミュージアム」がもたらす価値の転換

②現在だけではなく、未来へ

「今般の大震災に対して、文化には何をできるのか」という点に関しては、文化芸術を通して被災された方々を慰め、勇気づけるような取組みが既に被災地においても見られています。

ただし、こうした短期・中期的な貢献だけではなく、文化の持つポテンシャルが、時間をかけてでも被災された方々の心を癒し、被災地の物心両面における**再生の物語**をつむいでいくような、**未来へ向けての取組み**がより重要であると考えています。

「記憶のミュージアム」では、同ミュージアムにアーカイブされたコンテンツを**二次創作**に利用することができるように設定することにより、東北発の新しい文化創造活動の拠点となることも期待されます。

3. 「記憶のミュージアム」がもたらす価値の転換

③世界から支援を受けるのではなく、世界に貢献

今般の大震災の被災者ならびに被災地を助けようと、世界各国から支援の手が差し伸べられています。

このような状況においては、被災地は一方的に支援を受けているだけのようにも見えますが、今後、被災地が復興し、被災と復興の経験を必要とする世界各国に伝えていくことができれば、被災地による恩返しとして、世界に貢献することができると考えます。

この「記憶のミュージアム」の実践は、例えば、自然災害や戦争、疫病などによって、コミュニティを喪失してしまった人々や地域の心のよりどころとなり、その再生に大いに貢献することができるのではないかと考えます。